

## 1. 2023年4月から出産育児一時金の金額が50万円に増額されました

健康保険法施行令の改正により、2023年4月から出産育児一時金の給付額が改定されました。

出産育児一時金とは、健康保険等の被保険者もしくはその配偶者である被扶養者が出産したとき(妊娠 85 日以後の生産(早産)、死産(流産)、人工妊娠中絶)、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。国民健康保険、協会けんぽ、組合健康保険や共済組合など、すべての保険が対象となります。

近年、出産費用が年々上昇するなかで、平均的な標準費用を賄えるようにする等の観点から、2023年4月以降の出産に対し、給付額が42万円から50万円へ増額改定されました。(健康保険組合の場合、50万円に加えて付加給付金が支給される場合もあります)

厚生労働省の令和4年 10 月 13 日第 155 回社会保障審議会医療保険部会資料によると、出産費用(正常分娩)は年間平均1%前後で増加しています。令和3年度における出産費用(公的病院・正常分娩)の状況を都道府県別にみると、一番高いところで東京都の 56 万 5,092 円(平均値)、一番低いところで鳥取県の 35 万 7,443 円(平均値)、全国では 45 万 4,994 円(平均値)です。出産費用の増加要因や地域差の要因として、医療費水準や物価水準、私的病院の割合、妊婦の年齢等がありますが、最も大きい要因は地域の所得水準となっています。

出産育児一時金育児一時金の申請方法には、①直接支払制度②受取代理制度③直接申請の3種類があります。直接支払制度や受取代理制度の場合、出産費用の立て替えが不要というメリットがあります。直接申請では、出産した病院を介さず、直接健康保険に申請を行います。手続きについてはお気軽にお問い合わせください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuhoken/shussan/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/shussan/index.html)

## 2. マスク着用ルールの見直しを考える

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスク着用について、令和5年3月 13 日以降の考え方を示しました。屋内では基本的にマスクの着用を推奨するというこれまでの取扱いを改め、今後は個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としました。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう配慮を呼びかけています。ただし、次の場面ではマスクの着用が推奨されています。◎医療機関を受診するとき、◎高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問するとき、◎通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバス(概ね全員の着席が可能なものを除く)に乗車するとき。その他には、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時についても、感染から自身を守るためマスクの着用が効果的な対策としています。

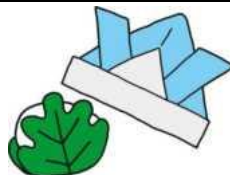
事業主が従業員や利用者へのマスクの着用を求めることについては、一部許容されております。事業主が感染対策上または事業上の理由により、利用者や従業員にマスクを着用することは許容されており、次のような例示が示されています。

◎感染対策上または事業上の必要がある場合に、従業員に対し、マスクの着用を求めること、◎客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、顧客に対し、マスクの着用を求めること、◎マスク見直し時期をまたぐ一連の催物において、混乱回避のため従前のマスク着用を求めること、です。政府が公表する業種別ガイドラインなども参考にしながら、自社の対応を考えていきましょう。【厚生労働省「マスクの着用について」のご案内サイト→】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

### ● 編集後記 ●

先日、社労士の会合の下見で東京ドームのそばにある「後樂園スパークア」に行きました。平日夕方でしたが、大勢の方が利用していたのですが、パソコンを持ち込んで、休憩スペースでパソコンを広げて優雅に仕事をする方が多く驚きでした。中には WEB 会議をしている方まで。新しい働き方に変化しているからなのではないでしょうか。(秋山)



あおぞら人事・労務サポート  
 特定社会保険労務士  
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)  
 三鷹市下連雀 3-38-4  
 三鷹産業プラザ 307  
 TEL:0422-24-8625  
 FAX:0422-24-8605  
 E-mail: info@aozora-sr.com  
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部  
 メンバー: 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山